

事業用大規模建築物 における再利用対象物保管場所 及び廃棄物保管場所等の設置について

(再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届の作成要領)

令和2年4月



千代田区

目 次

1	再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置について	1
2	設置義務のある方	1
3	設置義務の根拠規定	1
4	設置の基準等	1
5	設置届の提出時期等	1
6	設置届提出時の必要書類	2
7	廃棄物保管場所等の設計方法	2～5
8	再利用対象物保管場所の設計方法	5～6
9	保管場所等の維持管理	6
10	事業用建築物完成後の完了検査	6
11	その他	6
千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年 12 月 9 日条例 30 号）		抜粋19
千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成 12 年 3 月 31 日規則 38 号）		抜粋21
千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に係る要綱		抜粋23
千代田区大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置基準等に係る要綱		27

1 再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置について

千代田区内に大規模建築物を建設しようとする方（以下「建設者」といいます。）には、当該建築物に、再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等¹の設置（以下「設置」といいます。）が義務付けられています。

また、設置に当たっては、「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」を建築確認申請の前までに、千代田清掃事務所に提出する必要があります。

なお、設置に係る義務等が定められている根拠規定は以下のとおりです。

- 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「条例」といいます。）
- 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下「規則」といいます。）
- 千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に係る要綱（以下「廃棄物保管場所等設置要綱」といいます。）
- 千代田区大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置基準等に係る要綱（以下「再利用対象物保管場所設置要綱」といいます。）

2 設置義務のある方

設置及び届出義務のある方は以下の建築物の建設者です。

区分	該当要件		設置義務	
事業用建築物	事業用途に供する部分の床面積の合計（延べ床面積）	1,000 m ² 以上	再利用対象物保管場所	必 須
			廃棄物保管場所等	必 須

3 設置義務の根拠規定

区分	設置義務	
事業用建築物	再利用対象物保管場所	条例第14条第6項、規則第12条
	廃棄物保管場所等	条例第47条第1項、規則第34条第2項

4 設置の基準等

再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等（以下「保管場所等」といいます。）の設計に当たっては、規則第11条・第34条第3項、廃棄物保管場所等設置基準要綱、再利用対象物保管場所設置基準要綱の設置基準を踏まえてください。これらの基準はこの冊子にまとめてありますので、この作成要領の内容に従い、千代田清掃事務所と十分に協議を行ってください。

5 設置届の提出時期等

保管場所等の設計内容については、千代田区千代田清掃事務所に設置届の提出が必要です。



¹ 廃棄物保管場所等とは、廃棄物の保管場所及び保管設備です。

提出時期は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築確認申請前までに行ってください。（条例第 14 条第 6 項・第 47 条第 1 項、規則第 12 条・第 34 条第 2 項）

6 設置届提出時の必要書類（正・副 各 1 部）

- （1）再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届
- （2）図面等（再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所等共通）
 - ①建築物の用途別床面積内訳書（7 頁・資料 1）
 - ②建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延べ面積等が分かるもの）
 - ③建築物の案内図（地図の写しでも可）・配置図
 - ④建築物の各階平面図
- （3）廃棄物保管場所等の関係書類 各 2 部
 - ①保管場所等の配置（位置）図（各階平面図で確認できれば省略可）及び敷地内運搬車通行道路図
 - ②保管場所等の平面図・立面図・断面図（縮尺 5 0 分の 1）
 - ③保管場所等の仕様及び面積算定図（9 頁資料 4 及び 1 0 頁資料 5）
 - ④その他保管場所等の設置に関して必要と認める図面等（念書・委任状等）

7 廃棄物保管場所等の設計方法

（1）建築物の用途と規模を明確にする。

資料 1（7 頁）の用途別床面積内訳書により、用途ごとの床面積等の計算を明確にする。

その場合、廃棄物の排出対象となる有効面積を、その他（共用部分）と区別します。

※共用部分とは…階段・廊下・エレベーター・踊り場等、ある目的の場所に行くために使用する、おおそごみの排出が想定できない場所をいいます。算定に値する場所であるか否かについては、千代田清掃事務所と十分協議をしてください。

（2）建築物より発生する廃棄物の量を算定する。

ア 原則として、資料 2（7 頁）の施設用途別廃棄物排出基準により算定します。

ただし、原則、他の自治体が認めた客観性のある建築物のデータ等がある場合は、千代田清掃事務所の下承を得た上で、そのデータを用いて算定します。

イ 廃棄物の発生量は、同規模・同用途の建築物においても異なることが考えられますので、事前に千代田清掃事務所と十分に協議をしてください。

（3）自己処理や許可業者に委託する場合等、事業系廃棄物は、算定した廃棄物量を、一般廃棄物、産業廃棄物に区分し、その割合を算定する。

廃棄物算定に当たっては原則、他の自治体が認めた客観性のある建築物のデータ等を用いて算定します。算定できない場合は、一般廃棄物 3：産業廃棄物 1 とします。また、容量を重量に換算する場合は、1 m³当たり 2 5 0 kg として換算します。

（4）廃棄物の収集方法、収集間隔を決める。

事業系廃棄物は原則として自己処理、許可業者（一般廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物収集運

搬業者)に委託して行います。許可業者の収集の場合は、契約内容により収集回数や収集形態を決めます。

(5) 廃棄物の保管方法を決める。

廃棄物の保管方法は、資料3(8頁)の大規模建築物の種類別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法の中から決めます。

ア 容器の場合

原則として、60リットル丸型容器を使用します。

角型容器は、使用状況によっては破損しやすいことを考慮する必要があります。

イ 反転コンテナボックスの場合

容量は、0.7m³とします。(重量換算は175kg)

【注】許可業者に委託する場合は、当該業者が傾倒装置付車両を保有しているか等対応が可能かを確認してください。

ウ 容器以外の場合

廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる設備としてください。

(6) 廃棄物設備の必要数を決める。

ア 容器の場合

資料4(9頁)の容器数の算定により算出します。

イ 反転コンテナボックスの場合

アに準じて資料4の容器数の算定により算出します。

ウ 上記以外の場合

千代田清掃事務所にご相談ください。

(7) 廃棄物保管場所の位置・構造等を決める。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全性や効率性、収集車両等に考慮して決めてください。

ア 廃棄物保管場所の位置・構造

図1(11頁)から図3(15頁)の保管場所、容器、反転コンテナボックスの配置例を参考にして決めてください。

イ 廃棄物保管場所の設置基準等

具体的な設置基準等は、廃棄物保管場所等の設置要綱に定めています。

廃棄物保管場所の設置の基準

- ・他の用途と兼用でないこと。
- ・廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ・建築物1棟につき、1箇所以上設置すること(各階の保管庫は除く)。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物をそれぞれ取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- ・廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積み込み、及び清掃若しくは点検

検等に必要な作業場所を確保すること。 ・ 運搬車の通行に支障のないこと。 ・ 幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。 ・ 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が6メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。 ・ 廃棄物保管場所から発生する臭気、換気扇やシャッターなどの機械音など、近隣環境に影響を与えないよう配慮すること。
廃棄物保管場所の構造の基準 ・ 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。 ・ 換気及び採光ができる構造とすること。 ・ 運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。 ・ 出入り口の幅及び高さは、次のとおりとすること。 容器を保管設置とし、運搬車が横付けする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。 ・ 運搬車がターンテーブル上を通過もしくは停止する場合は、ターンテーブルの仕様を運搬車の荷重に十分に耐えうるものとすること。 ・ 建築物内部で収集作業を行う場合、運搬車両の排ガスが十分に換気できるよう配慮すること。 ・ 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。 ・ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
廃棄物保管場所の附帯設備の基準 ・ 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。 ・ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。 ・ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。 ・ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。 ・ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。 ・ 棚を設置する場合は、2段とし、床面から容器設置面までの高さを90cmから95cmまでの間とすること。

(8) 粗大ごみの保管場所を設置する。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全性や効率性等に考慮して決めてください。

- ア 広さは、床面積で最低 3 m²以上とします。
- イ 原則として、1 棟につき 1 箇所設置します。
- ウ 通路と共用にしないでください。

8 再利用対象物保管場所の設計方法

(1) 建築物の用途と規模を明確にする。

- ア 資料 1（7 頁）の用途別床面積内訳書により、用途ごとの床面積等の計算を明確にする。その場合、廃棄物の排出対象となる有効面積をその他（共用部分）と区別します。
- イ 資料 5（10 頁）の事業用途部分における再利用対象物の保管場所最低必要床面積算出基準により算定します。（1 万 m²以上の建築物の場合は、29 頁の「再利用対象物の保管場所最低必要床面積計算表」を参考にしてください。）
- ウ 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、各棟別に保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積基準とします。
- エ 用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫等）の場合は、千代田清掃事務所と十分協議を行い、了承を得た上で類似の用途を用いて算出してください。

(2) 再利用対象物保管場所の位置・構造等を定める。

再利用対象物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全性や効率性等に考慮して決めてください。

ア 再利用対象物保管場所の位置・構造

図 1（11 頁）から図 3（15 頁）の保管場所、容器の配置例を参考にして決めてください。

イ 再利用対象物保管場所の設置基準等

具体的な設置基準等は再利用対象物保管場所の設置基準要綱に定めています。また、廃棄物保管場所等の設置基準要綱の規定（3～4 頁）も準用します。

配置等
・ 保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。 ・ 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。 ・ 保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。 ・ 再利用対象物の選分、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
構造、付帯設備等
・ 保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。

- ・保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ・保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- ・保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- ・保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

9 保管場所等の維持管理

再利用対象物及び廃棄物保管場所等は適正に維持管理に努めてください。

廃棄物保管場所等の設置要綱及び再利用対象物保管場所設置要綱に定めている維持管理基準は以下のとおりです。

- ・大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に、再利用対象物保管場所や廃棄物保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。
- ・所有者は、再利用対象物や廃棄物及び粗大ごみの選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- ・所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、再利用対象物保管場所または廃棄物保管場所等がこの要綱に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- ・所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要となるときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

10 事業用建築物完成後の完了検査

当該建築物の完成時には、千代田清掃事務所による廃棄物保管場所等の完了検査があります。提出された設置届と相違なく建築されているか、収集車両が通行できるか等の確認・検査です。実際の完成時期は、提出された設置届とはズレがありますので、建設者は、当該建築物の完成の約1ヶ月前までに千代田清掃事務所に完成時期を連絡してください。

11 その他

計画敷地の接道に近隣住民が利用する集積所があり、集積所を移動させる必要が生じた場合は、事業主は、当該集積所利用者及び町会に移動をしてもらうよう要請してください。

これにより、集積所を廃止、移動した場合、千代田清掃事務所に必ず連絡してください。集積所の新設、廃止、移動に関する相談については、千代田清掃事務所ないし当該計画地内の町会にお問い合わせください。

資料 1 用途別床面積内訳書

階	延床面積	事務所	店舗		共用部分面積
		床面積	床面積	床面積	
合計					

資料 2 施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1 日あたりの排出基準
事務所ビル	0.04kg／m ²
文化・娯楽施設	0.03kg／m ²
店舗（飲食店）	0.20kg／m ²
店舗（物品販売）デパート、スーパー	0.08kg／m ²
ホテル	0.06kg／m ²
学校	0.03kg／m ²
病院、診療所	0.08kg／m ²
駐車場	0.005kg／m ²
鉄道駅舎	0.005kg／乗降客

資料 3 大規模建築物の種類別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び廃棄物処理方法

建築物の種類	建築物の規模等	廃棄物の種類	廃棄物保管設備の種類					廃棄物処理方法		
			容器	反転コンテナボックス	自動貯留排出機	車両搭載式コンテナ等	その他	粗大ごみ集積所	区	自己処理許可業者
事業用大規模建築物	排出日量 1,000 kg 以上	一般廃棄物			○	○	○	○	×	○
		産業廃棄物			○	○	○		×	○
	排出日量 1,000 kg 未満	一般廃棄物	○	○	○	○	○	○	×	○
		産業廃棄物	○	○	○	○	○		×	○

資料 4 容器数の算定（要綱 第 7 条第 5 項の別表 3）
事業用大規模建築物

用 途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃の割合×収集間隔÷容器容量=A										最低必要個数	予備率の加算	必要個数
	一 廃	[] m ² ×	[] kg×	0. 7 5×	[] 日÷	[] kg=	①							個 (A の①～⑧÷) × 1. 4 = B 個
	産 廃	[] m ² ×	[] kg×	0. 2 5×	[] 日÷	[] kg=	②							
	一 廃	[] m ² ×	[] kg×	0. 7 5×	[] 日÷	[] kg=	③							
	産 廃	[] m ² ×	[] kg×	0. 2 5×	[] 日÷	[] kg=	④							
	一 廃	[] m ² ×	[] kg×	0. 7 5×	[] 日÷	[] kg=	⑤							
	産 廃	[] m ² ×	[] kg×	0. 2 5×	[] 日÷	[] kg=	⑥							
	一 廃	[] m ² ×	[] kg×	0. 7 5×	[] 日÷	[] kg=	⑦							
	産 廃	[] m ² ×	[] kg×	0. 2 5×	[] 日÷	[] kg=	⑧							
		最低必要個数										個	必要個数合計	個

保管場所面積の算定

1	容器保管必要面積	容器の直径又は縦 [] m×容器の直径又は横 [] m×容器数 [] 個÷段数 [] 段=					m ²	
2	洗浄配水設備面積	作業上必要面積= (合計-1-2)					m ²	
		m ²					粗大ごみ保管面積	
							m ²	

〈算定上の注意〉
 1 計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
 2 基準要素の総計は、事務所等は有効面積を記入する。
 3 収集間隔は、実態により記入する。(収集形態不明の場合、可燃 3 日、不燃 6 日とする。)
 4 容器 1 個当たりの容量は、原則として 1 5 kg (6 0 ℓ) を基準とする。
 5 個数の算定は、事業系の用途が複数の場合は、(2) の A の③～⑧、(3) の A の①～⑧をそれぞれ合算して必要個数等を算出する。
 6 A は、小数点第 2 位を四捨五入する。ただし、最低必要個数は A を切り上げる。必要個数は、B の小数点以下を切り捨てる。
 7 予備率は、4 0 % を確保する。
 8 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

資料 5 事業用途部分における再利用対象物の保管場所最低必要床面積算出基準

対象延床面積 用途対象		10, 000 m ² 未満		10, 000 m ² 以上			備 考
		1, 000 m ² 以上 3, 000 m ² 未満	3, 000 m ² 以上 10, 000 m ² 未満	10, 000 m ² 以上 50, 000 m ² 未満	50, 000 m ² 以上 100, 000 m ² 未満	100, 000 m ² 以上	
事務所	3 m ² 以上	4 m ² 以上	4 m ² ＋ (延床面積－10, 000 m ²) 10, 000 m ² × 3 m ² 以上	16 m ² ＋ (延床面積－50, 000 m ²) 10, 000 m ² × 2 m ² 以上	26 m ² 以上	「左により算出した値」×「実際の用途別面積÷対象延床面積」	
飲食店							
学校							
病院・診療所							
店舗	3 m ² 以上	4 m ² 以上	4 m ² ＋ (延床面積－10, 000 m ²) ／10, 000 m ² × 4 m ² 以上	40 m ² 以上	同 上		
ホテル							
文化・娯楽施設等	3 m ² 以上	3 m ² 以上	3 m ² ＋ (延床面積－10, 000 m ²) ／10, 000 m ² × 2 m ² 以上	11 m ² ＋ (延床面積－50, 000 m ²) ／10, 000 m ² × 1 m ² 以上	16 m ² 以上	同 上	

注 1：上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注 2：対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注 3：主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。

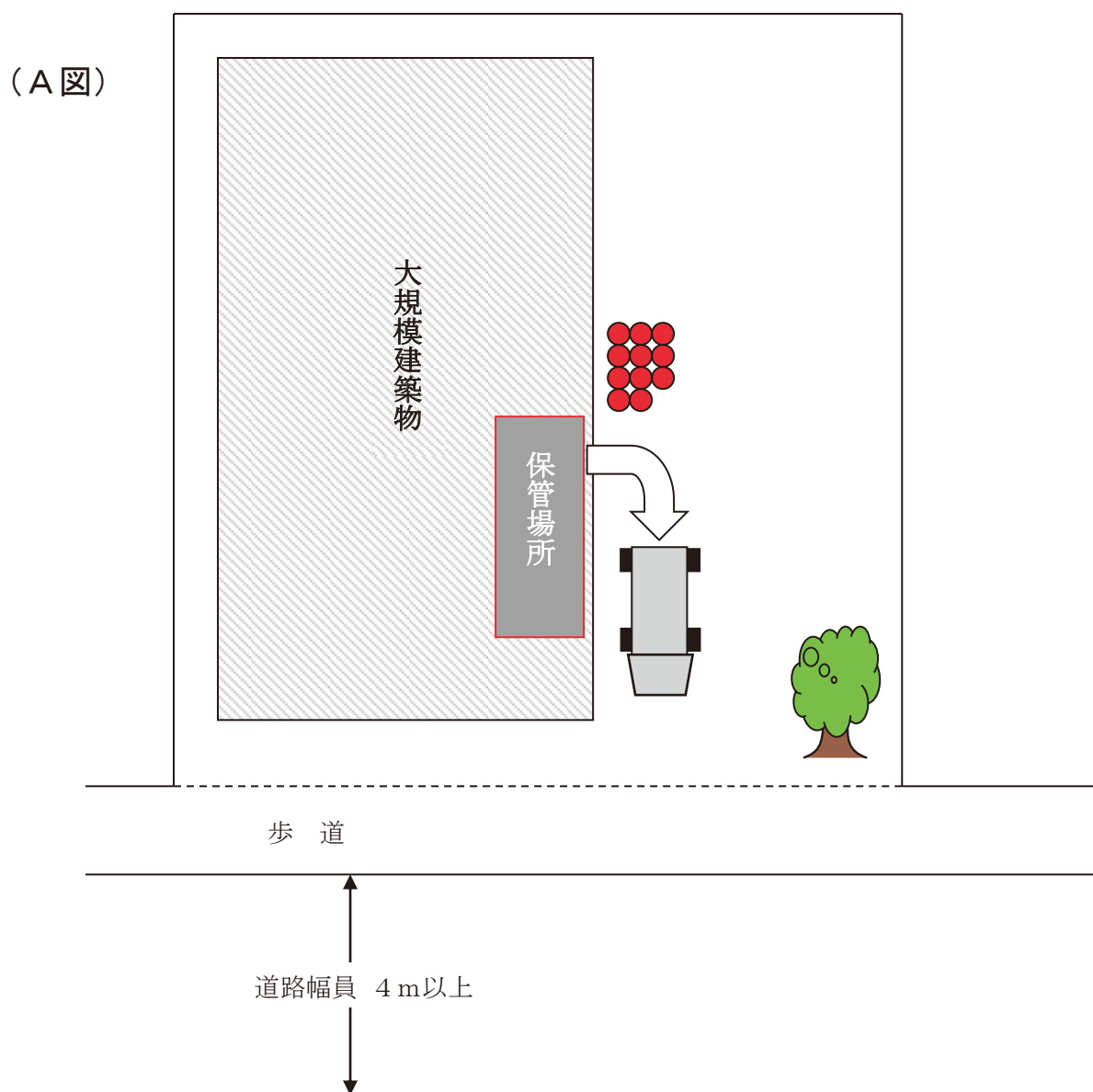
注 4：対象延床面積が 3,000 m²以上 10,000 m²未満の複合建築物の最低必要面積は、4 m²以上とすること。

注 5：対象延床面積が 10,000 m²以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。ただし、合計面積が 4 m²未満となった場合の最低必要面積は、4 m²以上とする。

注 6：算出にあたっては、小数点第 2 位を四捨五入すること。

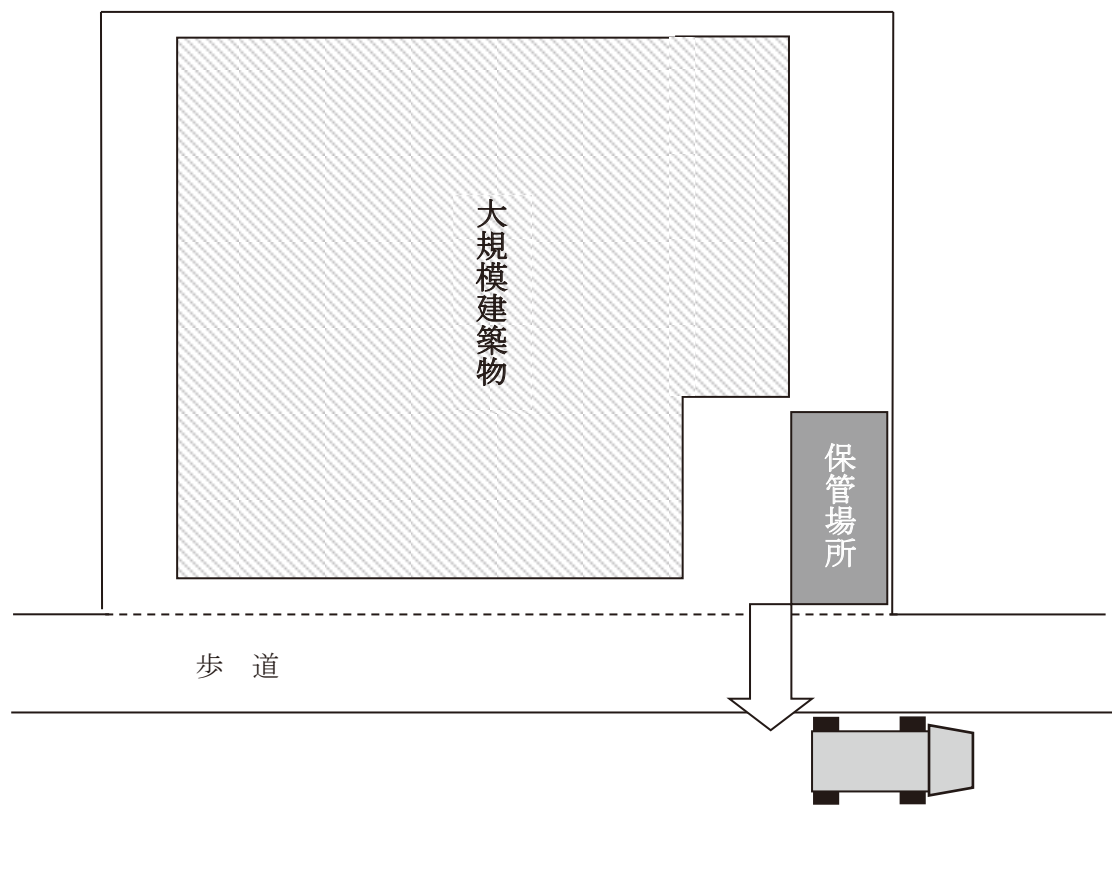
図1 保管場所の配置例

道路に面しており、敷地内に運搬車両が進入して作業できる位置に設置し、収集日に歩道上等に持ち出すことのないようにすること。



- 利点
- ・収集作業を行う際に近隣に迷惑をかけない。
 - ・固定した場所で作業を行うので周囲が汚れることがない。

(B図)



【注：敷地内の車両通路について】

- 1 運搬車両を建築物内に進入させ通行させる場合は、幅員を3.5m以上、高さ3m以上とし、かつ運搬車両が通り抜けできる道路を確保してください。
- 2 廃棄物保管場所等を同一敷地内の建築物外に複数設置し、廃棄物を当該敷地内の通路から搬出する場合は、幅員を6m以上とし、かつ運搬車両が通り抜けできる通路を確保してください。
- 3 傾斜している車両通路については、高さなどに特段の注意を払い設計してください。
- 4 車両通路は、収集車の大きさ、周辺道路の大きさ等の状況、方向転換するスペース等に十分注意して設計してください。
- 5 建築物完成後に廃棄物保管場所等の確認・検査がありますが、必要に応じて車両通路に誘導ラインを引くことや、タイヤストッパーの車両停止設備等を設置していただく場合があります。
- 6 安全対策には十分な配慮をお願いします。

※許可業者によるごみ収集の場合には、運搬車両の大きさ等を許可業者に確認してください。

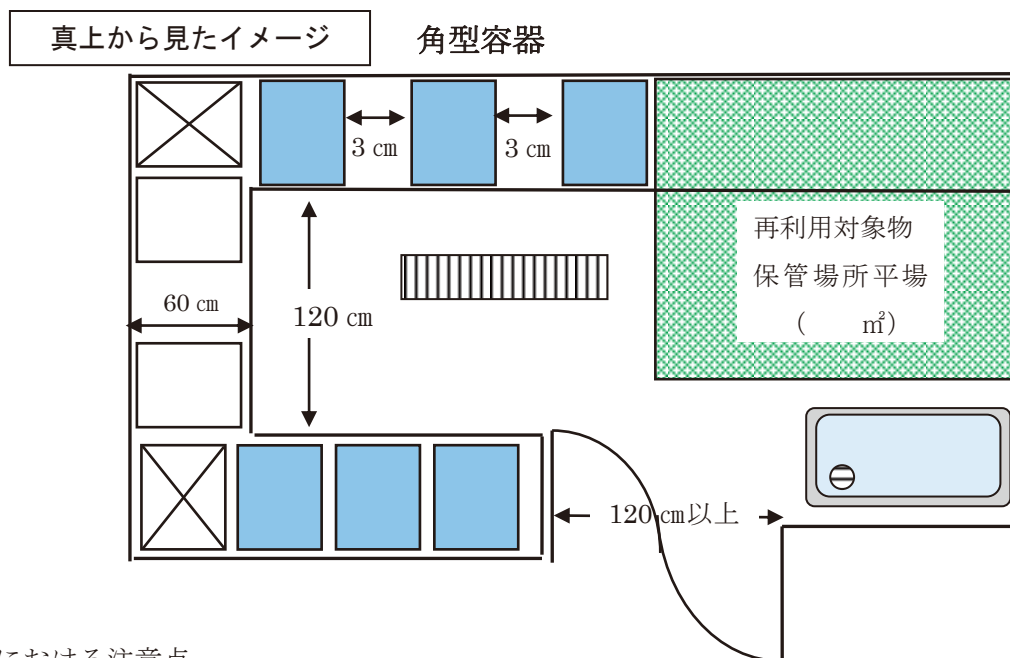
【参考】 千代田区で使用している運搬車両のサイズ

区 分	新大型特殊車	小型プレス車	備 考
荷箱容積	8 m ³	4 m ³	・新大型特殊車の傾倒装置付車両が反転コンテナボックスを収集します。当該車両の全長に100mmを加えてください。 ・製作誤差は、運輸省通達で、全長±50mm、全幅±30mm、全高±60mmです。
全 長	6,900mm	5,250mm	
全 幅	2,300mm	1,850mm	
全 高	2,800mm	2,400mm	

図2 容器の配置例

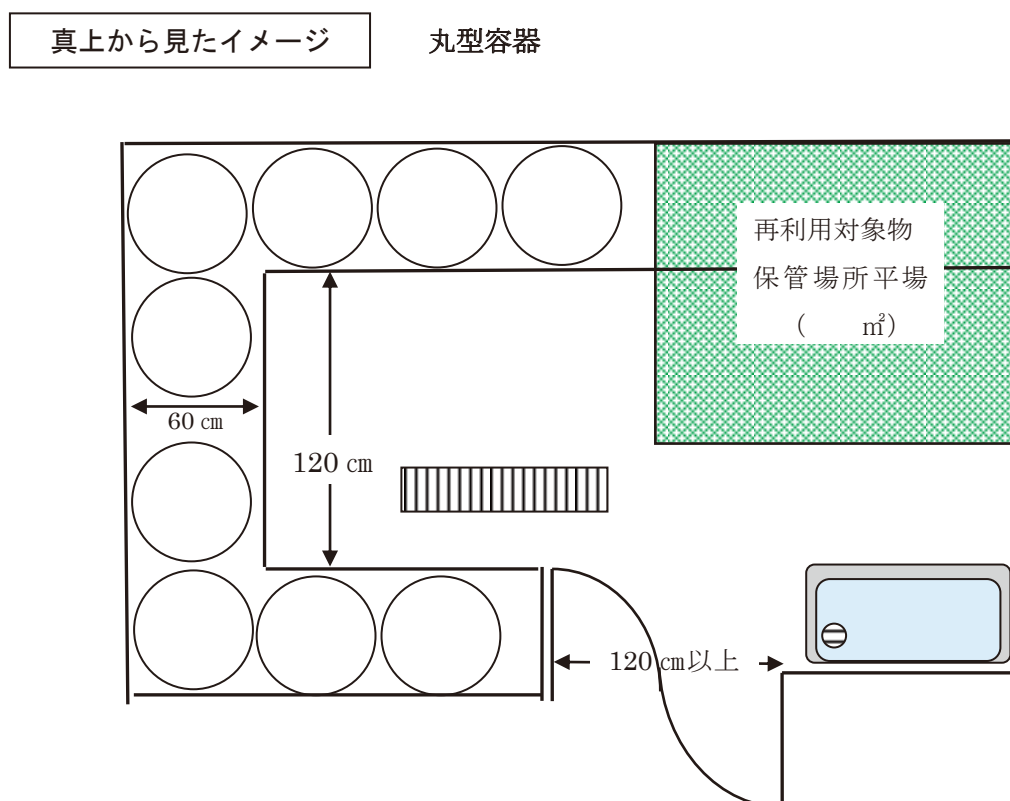
ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にする。

- ・丸型ポリ容器（60リットル） …… 直径60cm
- ・角型ポリ容器（60リットル） …… 縦35cm×横55cm×高さ60cm

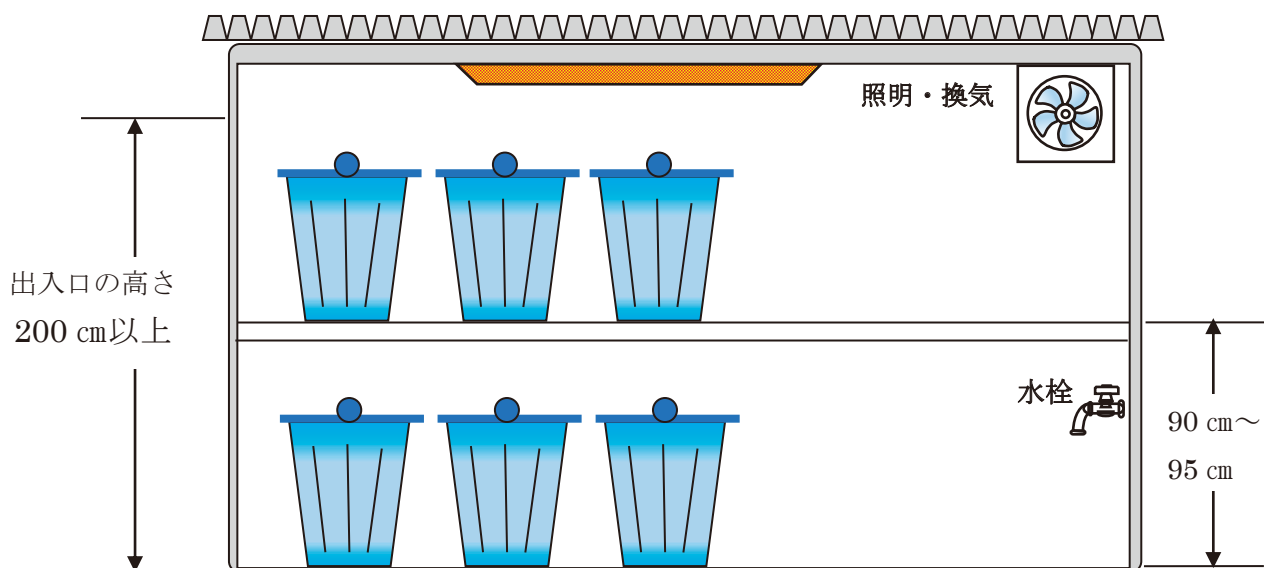


※ 設置における注意点

- ・角型容器でコーナーに設置する容器は、数のカウントは、できません。
- ・角型容器の設置の場合、容器と容器の間を3cm程度空けること。
- ・再利用対象物保管場所は、平場で確保すること。



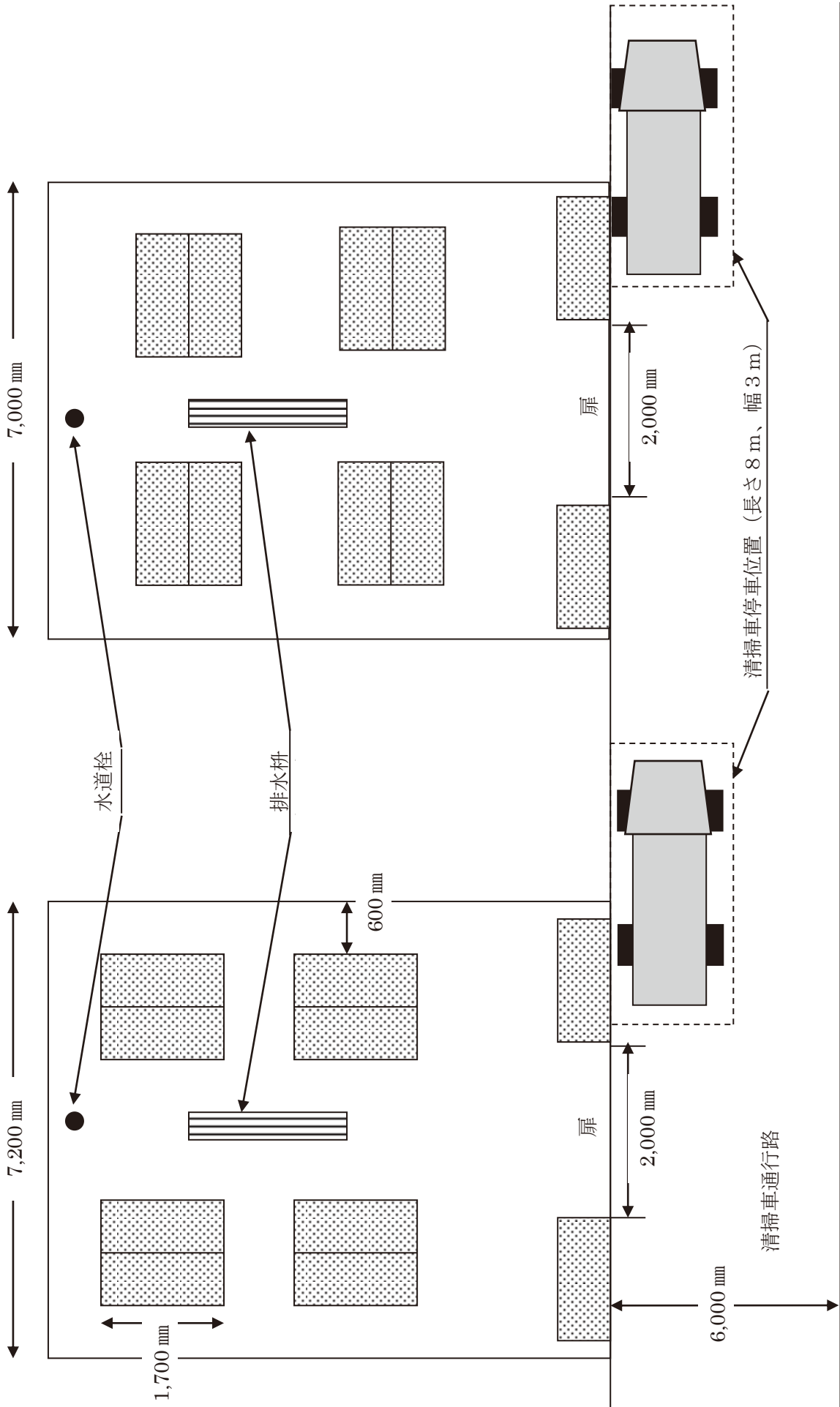
横から見たイメージ



設置における留意点

- ・廃棄物保管場所と再利用対象物保管場所は、別々に設置されることが望ましいです。
- ・原則として1段構造がよい。2段構造の場合は、棚の高さは上面まで90 cm以上95 cm以下であること。
- ・照明・換気・水栓及び洗浄スペースを設けること。ただし、水栓位置は、保管場所外での設置もホース類等で廃棄物保管場所まで利用できることが条件付きで可能。
- ・出入口の高さは、2 m以上確保すること。
- ・屋外に設置する場合、屋根等を設けること。・照明等の採光及び換気口（扇）を設置すること。
- ・棚の奥行は、60 cm取ること。

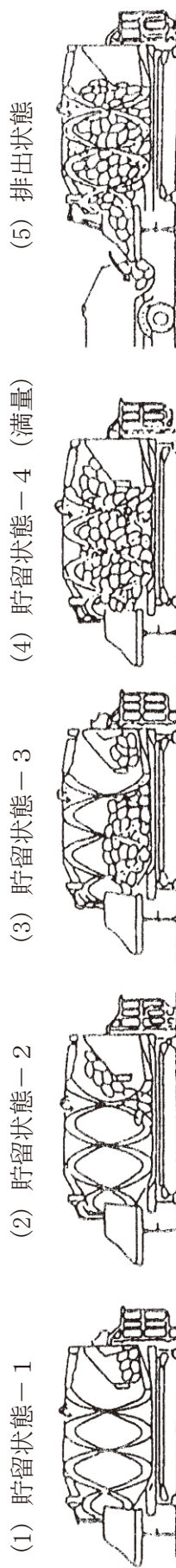
図3 容器の配列例



参考図 自動貯留機による方式

1. ドラム方式

ごみの流れ (反転投入装置付、設置階投入型の場合)



反転投入装置により、ごみを投入する。

ドラムの回転により、ドラムはごみを引き込み、出口方向へ移送する。

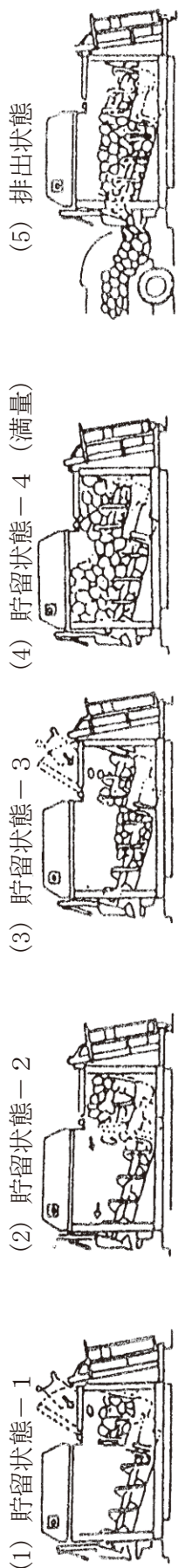
反転投入装置により、ごみを投入する。

ごみの投入と、ドラムの回転が繰り返しおこなわれ、満量になる。

ドラムの回転により、ごみを収集車に積み替える。

2. スクリュ方式

ごみの流れ (反転投入装置付、設置階投入型の場合)



反転投入装置により、ごみを投入する。

投入スクリュが自動的に定時間作動して、ごみを貯留質の前方へ移送する。

反転投入装置により、ごみを投入する。

(2), (3)の動作が数回繰り返されて、ごみが満量になる。

スクリュの回転により、ごみを収集車に積み替える

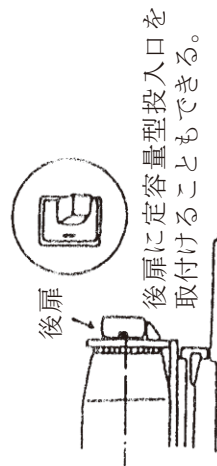
3. ゴミの投入方式

1. 設置階投入型

(定容量バケット方式)



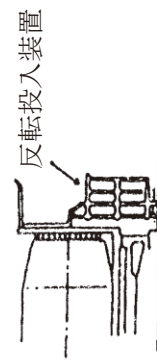
2. 設置階投入型 後扉方式



* 後扉には観音開き型と1枚開き型がある

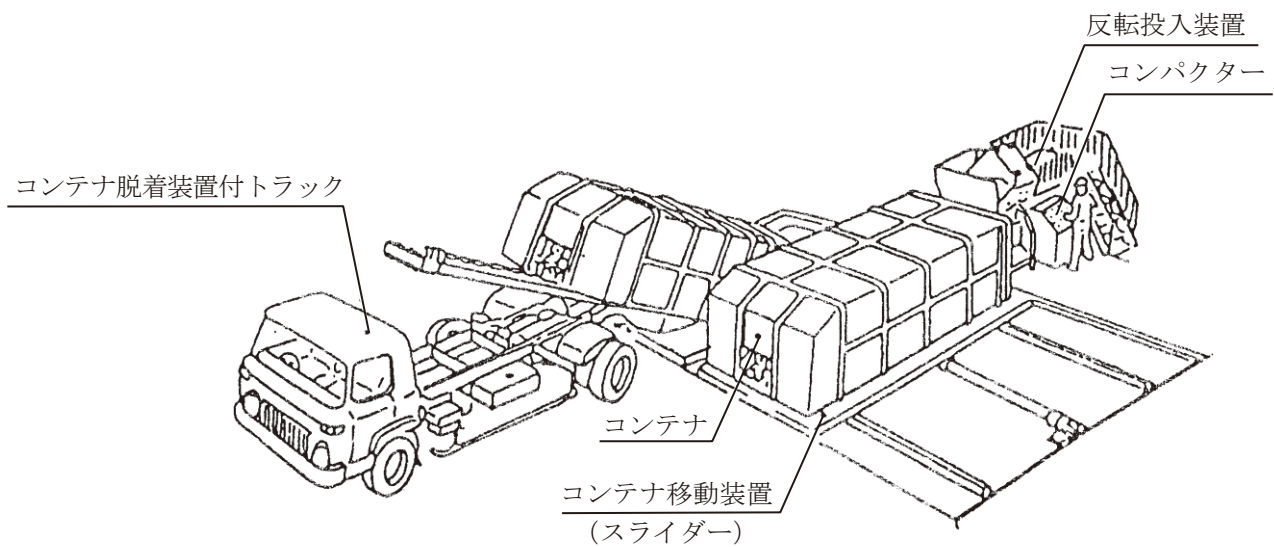
3. 設置階投入型

(コンテナ反転投入方式)



* コンテナ差込み方向は、後方と側方がある。

参考図 コンパクターコンテナ方式



1. 反転投入装置により、ゴミを投入する。
2. コンパクターにより、コンテナにゴミを圧入する。
3. 圧入されたゴミで満量になったコンテナをコンテナ脱着装置付トラックに積み替える。
4. 積み替え後、新たなコンテナをコンテナ移動装置により、定位置にセッティングする。

念書（例）

私は、
に建設します建築物（ ）の廃棄物保管場所等に関し、
下記事項について遵守することを約束いたします。

記

- 1 廃棄物及び再利用対象物保管場所、ごみの持ち出し場所、ごみ容器等は、常に清潔を保つようにいたします。また、その維持管理については、管理組合及び管理会社の委託を含め、弊社及び管理組合または管理会社双方により責任を持って適正に対応いたします。
- 2 ごみ容器の取り扱い及びごみ容器の持ち出し場所の維持管理については、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って速やかに解決することを約束いたします。
- 3 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、業者による収集といたします。ごみの引き渡し場所（持ち出し場所）は、当該建築物敷地内とし、公道上には置きません。
- 4 建築物竣工後、速やかに、廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者選任届を提出するとともに、再利用計画書等の提出及び立入調査の実施についても、適切に対応いたします。また、当該建築物の入居事業者に対して、ごみの減量、リサイクルに努めるよう指導、周知いたします。
- 5 廃棄物及び再利用対象物の管理にあたっては、区の条例、規則、要綱、その他千代田区一般廃棄物処理計画を遵守いたします。
- 6 一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理に関し、行政指導があった場合は、指導内容を忠実に遂行し、適正に改善いたします。
- 7 建築物を分譲、または管理を他者に委託した後も、上記の項目に係わる件については、被分譲者及び委託業者に引き継ぐとともに、責任をもって解決いたします。

令和 年 月 日

千代田区長 ○○ ○○ 様

建設者 住所
 役職
 氏名

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年 12 月 9 日条例 30 号） 抜粋

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第14条 規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第15条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第16条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第17条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第15条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

（顕彰）

第18条 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に積極的に取り組み、顕著な成果を上げた事業用大規模建築物の所有者、廃棄物管理責任者等を顕彰することができる。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第38条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項の保管場所に集めなければならない。

第5節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第47条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 建設者は、当該大規模建築物（事業用大規模建築物を除く。）又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物及び再利用の対象となる物をそれぞれの保管場所等に集めなければならない。

（罰則）

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

（1）～（3） 略

（4） 第47条第3項の規定による命令に違反した者

第74条 第36条（第43条及び第46条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

（1） 第47条第1項の規定による届出をしなかった者

（2） 略

（両罰規定）

第76条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成 12 年 3 月 31 日規則 38 号） 抜粋

（事業用大規模建築物）

第 8 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第 9 条 条例第 14 条第 2 項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する 2 以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、1 人の廃棄物管理責任者が当該 2 以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第 14 条第 2 項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から 30 日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記第 1 号様式）により行わなければならない。

4 前項の規定に基づく届出の内容に変更が生じた場合、廃棄物管理責任者は、当該変更をした日から 30 日以内に、事業用大規模建築物名称等変更届（別記第 1 号の 2 様式）により、区長に届け出なければならない。

（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第 10 条 条例第 14 条第 3 項の規定による再利用に関する計画（以下「再利用計画」という。）の作成は、年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書（別記第 2 号様式）により毎年 5 月 31 日までに行わなければならない。

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第 11 条 条例第 14 条第 4 項及び第 6 項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。

（2） 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

（3） 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

（4） 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

（5） 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（再利用対象物の保管場所設置届）

第 12 条 条例第 14 条第 6 項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記第 3 号様式）により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

（改善勧告）

第 13 条 条例第 15 条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（公表）

第 14 条 条例第 16 条第 1 項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を区役所前の掲示場に掲示して行うものとする。

(収集拒否等)

第15条 区長は、条例第17条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第34条 条例第47条第1項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積1,000平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第47条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

3 条例第47条第2項の規則で定める基準は、第25条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

(2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

4 条例第47条第3項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に関する要綱 抜粋

千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年千代田区規則第38号。以下「規則」という。）第34条第3項第1号の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物（粗大ごみ及び再利用対象物を除く。以下同じ。）及び粗大ごみに係る保管場所等の設置基準等について定めるものとする。

(廃棄物保管場所に関する基準)

第2条 廃棄物を保管する場所（以下「廃棄物保管場所」という。）の設置の基準は次のとおりとする。

- (1) 他の用途と兼用でないこと。
- (2) 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- (3) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること（各階の保管庫は除く）。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物をそれぞれ取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
- (4) 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- (5) 廃棄物の搬入、廃棄物を保管する設備（以下「廃棄物保管設備」という。）への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
- (6) 運搬車の通行に支障のないこと。

第3条 廃棄物保管場所の構造の基準は次のとおりとする。

- (1) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にするとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- (2) 換気及び採光ができる構造とすること。
- (3) 運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。
- (4) 出入り口の幅及び高さは、次のとおりとすること。
 - ア 容器を廃棄物保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - イ 容器及び自動貯留排出機以外のものを廃棄物保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - ウ 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。
- (5) 運搬車がターンテーブル上を通過もしくは停止する場合は、ターンテーブルの仕様を運搬車の荷重に耐えうるものとする。
- (6) 建築物内部で収集作業を行う場合、運搬車両の排ガスが十分に換気できるよう配慮すること。
- (7) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- (8) 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

第4条 廃棄物保管場所の附帯設備の基準は次のとおりとする。

- (1) 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された廃棄物保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- (2) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けるとともに、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- (3) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- (4) 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。

- (5) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- (6) 棚を設置する場合は、2段とし、床面から容器設置面までの高さを90センチメートルから95センチメートルまでの間とすること。

(廃棄物保管設備に関する基準)

第5条 廃棄物保管設備の基準は次のとおりとする。

- (1) 千代田区（以下「区」という。）の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア 容器の場合

- (ア) 規則第20条第1項に規定する基準に適合すること。
- (イ) 容量は、なるべく60リットル以下とすること。

イ 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合

- (ア) 容量は、0.7立方メートルとすること。
- (イ) 大きさは、次のとおりとすること。

本 体	横 幅	1,360±10ミリメートル
	奥行き	590±10ミリメートル
	高 さ	890±10ミリメートル
傾倒軸	長 さ	1,574±10ミリメートル
	高 さ	685±10ミリメートル

- (ウ) 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとすること。
- (エ) 折りたたみ式のふたを付けること。
- (オ) 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。
- (カ) 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ 自動貯留排出機の場合

- (ア) 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。
- (イ) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- (ウ) 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止し、及び騒音及び振動を低減する措置がなされていること。
- (エ) 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有すること。
- (オ) 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。
- (カ) 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。
- (キ) 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

- (2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 容器の場合

前号アの基準に準じること。

イ 反転コンテナの場合

前号イの基準に準じること。

ウ 自動貯留排出機の場合

前号ウの基準に準じること。

エ 車両搭載式コンテナの場合

- (ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- (イ) 運搬車に適合する仕様であること。
- (ウ) 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

オ その他の設備の場合

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

(イ) 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

第6条 廃棄物保管設備の選定基準は、原則として次のとおりとする。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム未満の場合
前条第2号に掲げる設備とすること。

イ 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム以上の場合
容器及び反転コンテナ以外の設備とすること。

(廃棄物の排出量の算定基準)

第7条 廃棄物の排出量は、原則として別表1の基準を用いて算出するものとする。ただし、清掃事務所長の承認を得た場合は、この基準によらずに原則、他の自治体が認めた客観性のある建築物の排出状況等を勘案して算出することができる。

4 区の収集運搬業務の提供を受けない事業系廃棄物の場合は、清掃事務所長の承認を得た上で、一般廃棄物と産業廃棄物の各々の量を原則、他の自治体が認めた客観性のある建築物の排出状況等を勘案し算出する。ただし、過去のデータがない場合は、3対1とする。

5 必要容器数は、前各項の規定により算出した排出量に基づき、別表3により算出した容器個数以上とする。

6 廃棄物の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを250キログラムとする。

第8条 粗大ごみを保管する場所（以下「粗大ごみ集積所」という。）の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、十分収納できる面積であること。ただし、最低3平方メートル以上とすること。

(2) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される粗大ごみを取りまとめて保管する場合は、この限りでない。

(3) 通路と共用でないこと。

(廃棄物保管場所等の維持管理等)

第9条 廃棄物保管場所及び廃棄物保管設備並びに粗大ごみ集積所（以下「廃棄物保管場所等」という。）の維持管理等については、次のとおりとする。

(1) 大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に廃棄物保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは当該建築物の利用者に協力を求め、指導を行うこと。

(2) 所有者は、廃棄物及び粗大ごみの選別及び分別並びに運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。

(3) 所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、廃棄物保管場所等がこの要綱に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。

(4) 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、廃棄物保管場所等に所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、当該設備を適正に管理すること。

別表 1

施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1 日あたりの排出基準
住宅	0.843kg／人
事務所ビル	0.04kg／m ²
文化・娯楽施設	0.03kg／m ²
店舗（飲食店）	0.20kg／m ²
店舗（物品販売）デパート、スーパー	0.08kg／m ²
ホテル	0.06kg／m ²
学校	0.03kg／m ²
病院、診療所	0.08kg／m ²
駐車場	0.005kg／m ²
鉄道駅舎	0.005kg／乗降客

千代田区大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置基準等に係る要綱

千代田区大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置基準等に係る要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年千代田区規則第38号。以下「規則」という。）第11条に規定する再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準等について定めるものとする。

(保管場所の面積の算出基準)

第2条 規則第11条第2号の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業用大規模建築物に設置する保管場所については、資料1により算出した面積以上とすること。
- (2) 事業用大規模建築物を除く大規模建築物に設置する保管場所については、資料2により算出した保管容器の個数以上を確保するよう努めること。

(保管場所の設置等に関する基準)

第3条 保管場所の設置、構造、付帯設備及び維持管理の基準は、次の各号に定めるところによるほか、千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に関する要綱（平成12年4月1日12千環千清第91号）第3条から第5条までの規定を準用する。

(1) 設置

- ア 運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- イ 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- ウ 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- エ 再利用対象物の選別及び分別並びに、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

(2) 構造及び付帯設備

- ア 耐久性を考慮した構造とすること。
- イ 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ウ 再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、柵・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- エ 換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- オ 内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

(3) 維持管理

- ア 大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは当該建築物の利用者に協力を求め、指導を行うこと。
- イ 所有者は、再利用対象物の選別及び分別並びに運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- ウ 所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所がこの要綱に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。

- エ 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

別表 1

別表 2 <省 略>

別表1 再利用対象物の保管場所最低必要床面積計算表（計算式は1万㎡以上の建築物のときに使用してください。）

対象延床面積 用途	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	(Ⅰ) 各用途別 対象延床面積	10,000 m ² 以上		(Ⅲ) 1棟に占める 用途別割合式 a. b. c/d	(Ⅳ) 最低必要面積 (Ⅱ)×(Ⅲ)		
				(Ⅱ)建築物すべてがその用途とした場合の最低必要面積					
				10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	50,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満 100,000 m ² 以上				
事務所 飲食店 学校 病院・診療所	3 m ² 以上	4 m ² 以上		$4 \text{ m}^2 + \frac{(\frac{d}{10,000 \text{ m}^2} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ = m²	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\frac{d}{10,000 \text{ m}^2} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ = m²	$\frac{(\frac{a}{d})}{(\frac{b}{d})}$	m²		
小計 店舗 ホテル 小計			a	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\frac{d}{10,000 \text{ m}^2} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ = m²	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\frac{d}{10,000 \text{ m}^2} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ = m²	$\frac{(\frac{b}{d})}{(\frac{c}{d})}$	m²		
	3 m ² 以上	4 m ² 以上							
			b						
文化・ 娯楽施設等 合計	3 m ² 以上	3 m ² 以上		$3 \text{ m}^2 + \frac{(\frac{d}{10,000 \text{ m}^2} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ = m²	$11 \text{ m}^2 + \frac{(\frac{d}{10,000 \text{ m}^2} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ = m²	$\frac{(\frac{c}{d})}{(\frac{d}{d})}$	m²		
					c				
					d				m ² 以上

注1 対象延床面積は、共用部分を除くこと。注2 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。注3 対象延床面積が1万㎡未満の複合建築物の最低必要床面積は、4㎡以上とする。

注4 1万㎡以上で用途が単一な建築物の場合……

① 該当する用途の対象延床面積を(Ⅰ)欄に記入し、その数値を合計(d)にも記入してください。

② ①の数値を(Ⅱ)欄の用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位四捨五入)してください。

③ ②の数値の小数点第2位を四捨五入して(Ⅳ)欄に記入してください。……この数値が再利用保管場所最低必要床面積となります。

注5 1万㎡以上で用途が複合する建築物の場合……

① 各用途別の対象延床面積を(Ⅰ)欄に記入し、合計した数値を(d)に記入してください。

② ①の数値を(Ⅱ)欄の各用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位四捨五入)して下さい。ただし(d)が10万㎡以上の場合は、表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。

この数値が、各用途別に対象延床面積(d)があるものと仮定し、算出した各々の最低必要床面積となります。

③ (Ⅰ)の各用途別の面積(a)(b)(c)と合計面積(d)を(Ⅲ)欄の(a)～(d)の該当するところに記入してください。……これが、1棟に占める用途別の割合となります。

④ 各用途別に②の数値に③の割合を乗じ、小数点第2位を四捨五入して(Ⅳ)欄に記入し、合計して下さい。……この数値が保管場所最低必要床面積となります。

MEMO

発行



千代田区千代田清掃事務所

〒101-0021

千代田区外神田 1 丁目 1 番 6 号

電 話 6 2 6 0 - 8 5 0 6

F A X 3 2 5 1 - 4 6 2 7

E-mail : seisoujimusho@city.chiyoda.lg.jp